



帰国後 (10)

日本の公立高校の授業料が無料？

今年の春から、日本の公立高校の授業料が無料になったと聞きましたが、本当ですか？
私立や国立の高校の場合、また中等教育学校の場合も無料になるのですか？
また、どんな手続きが必要なのでしょう？



公立高の授業料は無料
国・私立高のは、同額を補助
しかし、授業料は学費の一部。

今年3月31日に、日本の国会で高校授業料無償化法が可決され、翌4月1日から施行されました。

この法律に従い、4月1日以降、公立の高等学校などの授業料が無償化（無料）になり、私立の高等学校にも授業料の支援金が出されることになりました。

公立高校の授業が無料

公立（都道府県・市町村立）の高等学校（全日制・定時制・通信制）・中等教育学校後期課程（高校に相当）・特別支援学校高等部については、生徒1人当たりの年間授業料相当額約12万円（正確には、年11万8800円）を、国が支給します。

公立高等学校の授業料の無償化は、これまで生徒本人（または保護者）が負担していた授業料を原則として徴収しないという制度です。保護者の所得による制限や区別なく、対象となるすべての生徒に適用されます。また、授業料の無償化にあたって、生徒本人（または保護者）が申請手続きなどを行う必要はありません。

国・私立高校生には支援金

公立以外（国立・私立）の高等学校などに在籍するの生徒については、公立高校の授業料と同額（年間約12万円）が、授業料の一部に充てるために「就学支援金」として支給されます。

この支援金の対象は、国立・私立の、高等学校（全日制・定時制・通信制）・中等教育学校後期課程・特別支援学校の高等部・高等専門学校（1学年から3学年）・専修学校の高等課程・各種学校のうち外国人学校（高等学校に類する課程を置くもの）に在学する生徒です。また、低所得世帯の場合は年間所得に応じて、基本金額の2倍（約24万円）を上限に補助金が増額されます。

なお、就学支援金は、生徒本人（または保護者）が直接受け取るのではなく、生徒・保護者が入学・編入時に学校

へ就学支援金の申請書を提出し、学校が生徒本人に代わって受け取り、その授業料に充てることになります。学校の授業料と就学支援金の差額については生徒・保護者が負担する必要があります。

誰がもらえる？

授業料・支援金を受け取れるのは、入学・編入を問わず正規の在校生です。

この法律の実質的な運用は各都道府県等に任されています。そのため、海外の高校から編入した生徒で日本の高校の修業年限を超えている場合などについては授業料を徴収されることもあるなど、支給方法や支給スケジュールが各都道府県の判断に任されています。詳細については、問い合わせが必要です。

高校の学費は？

なお、この法律で、無償（支援）になるのは授業料のみで、高校生活を過ごすのに必要な全ての学費が無償となるわけではありません。

公立と私立高校の、初年度に必要な学費の大まかな比較を、下の表にまとめてみました。

公立の高校1年生で必要な学費の、約20%しか授業料が占めていないこと、諸費用の中で学校に直接納付する金額が学費の大部分を占めていることを、確認してください。

私立高校の場合、今回の支給額（学費の約10%）では年間の学費をカバーすることが出来ません。そこで、公立との差を埋めるべきだという考えのもと、一部の都道府県では国の制度に上積みして支援する動きが出ています。大阪、京都、広島は3府県では、授業料にとどまらず、施設整備費などの「義務的費用」も支援の対象にすることを検討中です。

	公立高校	私立高校
学費（初年度）の平均総額	約58万円	約120万円
入学金	約6千円	平均33万円（20～40万円）
年間授業料	約12万円	平均32万円（25～35万円）
諸費用（平均）	約33万円	約45万円
学外費用（平均）	約13万円	約18万円
入学時の寄付金	なし	10～50万円程度